

2024年12月1日からのセーフティネット保証5号認定における変更点

1. 利益率減少要件（ハ）の追加

個社ではどうすることもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加によって利益率の減少が生じている場合、利益率減少要件で申請できるようになります。

12月1日から追加される利益率減少要件は以下の通りです。

利益率の減少（ハ）①	「 <u>指定業種の事業のみ</u> 」を行っており、 <u>最近3か月の月平均売上高営業利益率</u> が、前年同期と比較して <u>20%以上減少</u> していること。
利益率の減少（ハ）②	「 <u>指定業種の事業</u> 」と「 <u>非指定業種の事業</u> 」の両方を行っている場合は、最近3か月における「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の <u>売上高の5%以上</u> を占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの <u>最近3か月の月平均売上高営業利益率</u> が前年同期と比較して <u>20%以上減少</u> していること

利益率減少要件で申請する際は、試算表の提出が必須となります。

また、原材料費や人件費等の増加によるものが利益率減少に影響しているか確認するため、ヒアリングを実施します。

2. 売上高減少要件（イ）における、指定業種と非指定業種の両方を営んでいる事業者の申請要件の統一

現 行		12月1日以降	
イ（2）	「主たる事業」の売上高と「事業全体」のそれぞれの最近3か月の売上高が、前年同期と比較して5%以上減少していること。	イ（2）	①最近3か月間における <u>指定事業の売上高が企業全体の売上高の5%以上を占めている</u> こと。
イ（3）	「指定業種の事業」の最近3か月の売上高の減少額が「事業全体」の前年同期の売上高に対して5%以上減少しており、かつ、「事業全体」の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること。		② <u>企業全体と指定事業それぞれの最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少</u> していること。

※12月1日以降は、①及び②の要件を満たすことが必要。